

2009 年度大学院法政理論専攻
民法第二部・ガイダンス

2009/04/14
松岡 久和

1 基本

不当利得法に関するヨーロッパ大陸法（とりわけドイツ法）と英米法（とりわけイギリス法）の異同を検討する David Johnston and Reinhard Zimmermann (eds.), "Unjustified Enrichment: Key Issues in Comparative Perspective", Cambridge University Press, 2002 を読む。

当面は、その序論である David Johnston and Reinhard Zimmermann, 'Unjustified enrichment: surveying the landscape' pp.3-30 を輪読する。その後はさらに適当な章を取り上げる（要相談）。

趣旨については参考資料として配付する科学研究費補助金・基盤研究(A)の申請書の一部で説明。

参考文献（予め読んでおくといよいもの。ファイルで差し上げます）

ツィンマーマン「ヨーロッパにおける不当利得法 —— 序論」（村田大樹・瀧久範・油納健一訳。未定稿）

その他、特別な企画

2 具体的な進行方法

本日参加者を確定して、1 頁弱をめどに分担を決める。

分担者は、日本語訳（注を含む）と理解に必要な説明（ドイツ民法の参照条文の訳など）を書いた報告を参加人数分コピーして教室で配布する。

順次それを報告してもらい、松岡が日本語訳や内容についてコメントを加え、さらに全員で議論する。

3 参考文献

1) 辞典類

①田中英夫編『英米法辞典』（東京大学出版会、1991 年）

※電子データ版があり便利。ただし、値段が高い(amazon.co.jp で 12,006 円)し、Vista 未対応(?)

②田中英夫編『BASIC 英米法辞典』（東京大学出版会、1993 年）；①の学生版で安い。

③飛田茂雄『英米法律情報辞典』（研究者、2002 年）

④柴田光蔵『法律ラテン語辞典』（日本評論社、1985 年）

2) ドイツ不当利得法

椿寿夫＝右近健夫編『注釈ドイツ不当利得・不法行為法』（三省堂、1990 年）